

奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十七号

奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

奈良県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年三月奈良県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
- 二 国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるとき。

附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。